



令和 3 年 9 月 7 日
住宅局 建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第 10 条の規定により、中央建築士審査会※（8 月 30 日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（8 月 30 日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第 28 条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 やまだ ひろゆき 山田 裕之 (登録番号 第286269号)

① 処分の内容

令和4年3月1日から業務停止6月

② 処分の原因となった事実

禁錮以上の刑に処せられ、建築士法第7条第2号に該当するに至ったにもかかわらず、同法第8条の2の規定によるその旨の届出を行わなかった。

2 やすだ かずひと 安田 和人 (登録番号 第322008号)

① 処分の内容

令和4年3月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

兵庫県内の建築物について、和建築設計室（兵庫県知事登録第01A00956号）の業務に関し、建築確認申請の代理者として、虚偽の確認済証を作成し、その写しを建築物の施工者にメールで送信した。また、代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の確認済証の写しを建築物の施工者にメールで送信し、その結果、施工者が無確認で工事を行うことを容認した。

以上